区 分		内容							
	年次有給休暇	毎年1月~12月の1年間当たり20日を超えない範囲内 前年の繰越は20日の範囲内で残日数 休暇単位は1日又は半日。1時間単位でもよい。 平均取得日数 平成26年 平成27年							
	療養休暇	年次有給休暇 9.1 8.0 ※勤務条件調査より 8.0 ※勤務条件調査より ※勤務条件調査より 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと 認められる場合の休暇。任命権者の承認を受けなければならない。 ・公務による場合 その療養に必要と認める期間 ・私事による場合 90日の範囲内(平成18年7月1日より)							
			療養	休暇	取得 平成26年度 14人	者数 平成27年度 9人		A -+- L 7 IFI A	
	介護休暇 (無給)	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹をの休暇。任命権者の承認を受けなければならない。 -2週間~6ヶ月の間で請求できる。					]	<b>个護する場合</b>	
	育児休業承認 状況	職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。							
		平成26年度		取得者数	1年以下 2	1年6月以下 1	2年以下 1	2年6月以下	
		平成27年度		3	1	2	0	0	
職員の分限処分 及び懲戒処分の 状況	分限処分・懲戒 処分の状況 (平成27年度)	※勤務条件調査より  ○分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。  ○分限免職 0名 分限休職 8名  ○懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して行われる公務における規律と秩序を維持することを目的として行う不利益処分をいいます。							
		減給処分		6名	戒告処分		4名		
平成27年度公平委員会業務状況		○ 勤務条件に関する         新規申立         件 数       申立容認		棄却	処理件数 却下	取下げ	計	平成27年度 末係属件数	
, 1%C, 71X A   3	0     0     0     0     0       O     不利益処分に関する不服申立ての状況申立てなし								